

# ほたるネット会則

## (名称)

第1条 当会の名称は「ほたるネット」とする。

## (連絡先)

第2条 当会の連絡先を、山口県山口市吉田1677-1 山口大学教育学部押江隆研究室内に置く。

## (目的)

第3条 当会は、不登校や発達障害などにより学校に困難を感じている子どもと学生ボランティアがともに安全で安心して過ごせる時間を作ることで、社会的孤立を緩和し、また学生が子どもを、子どもが学生をお互いに自然と支えるような「支えあいのコミュニティ」作りを山口市に展開することを目的としたボランティア団体である。

## (活動)

第4条 当会は前条の目的を達成するべく次の活動を行う。ただし、営利を目的とした活動は行わない。

(1) 不登校や発達障害などにより学校に困難を感じている子どものフリースペース活動。

(2) そのほか、子どもとその家族に役立つさまざまな活動と、それに付帯する取り組み。

## (会員)

第5条 当会の会員はこの会の目的に賛同し入会した者とする。

## (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、役員会の承認を得るものとする。

## (会費)

第7条 会員は、役員会において別に定める会費を納入しなければならない。

## (収支)

第8条 当会の運営は次の収入によって賄う。

(1) 居場所活動への参加費。

(2) 有志の寄付、助成金。

## (退会)

第9条 会員は退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき

(2) 会費を1年以上納入しないとき

## (役員)

第10条 当会には役員として1名の代表と3名の世話役を置く。

2. 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (職務)

第11条 代表は当会の業務を統括する。

2. 世話役は代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

#### (解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 倫理的に問題のある行動や、会の活動方針にそぐわない行動が認められるとき。

#### (総会)

第13条 当会の総会は、会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2. 総会は以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 解散

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任または解任

(5) その他会の運営に重要な事項

3. 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

#### (議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

#### (役員会)

第15条 役員会は役員をもって構成する。

2. 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に關し、議決する。

#### (事業報告書及び決算)

第16条 代表は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

第17条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

#### (変更)

第19条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

#### 附則

1. この会則は、2012年9月1日から施行する。